



地球温暖化防止に向けたわれわれの決意

1999年2月2日

目次

はじめに	...P1
1. 温暖化対策を考えていくうえでは「3つのE」の調和が不可欠	...P1
2. 具体策を検討するうえでの4つの視点	...P2
国民全体で取組むものであること	
行政と企業との役割分担を明確にすること	
費用対効果を重視すること	
国際的な観点で捉えること	
3. どのような具体策を行っていくべきか	...P3
(1) 省エネルギー対策の推進を基本とすべき(需要面の対策)	
(2) エネルギー供給のベストミックスを図るべき(供給面の対策)～官民あげて原子力発電を推進すべき	
(3) 柔軟性措置について早期に具体的検討を開始すべき(国際的枠組み)	
4. 具体策の推進にあたってのわれわれの決意	...P11
むすび	...P13

はじめに - なぜ地球温暖化問題に取り組まねばならないか -

地球温暖化問題は、人類が直面している最大の環境問題のひとつとされている。温暖化の進行により、一旦その影響が現実のものとなった場合には、人類にとって甚大な被害を及ぼす可能性があるからである。また、従来の環境問題と異なり、企業や行政のみならず、国民全体で取り組むべき課題であり、対策が広範囲にわたるということもある。したがって、温暖化防止に向けて、各界各層の英知を結集し、今から長期的視野に立った対策を講じていくことが必要である。

一方で、地球温暖化問題自体、現段階ではまだ科学的に完全に解明されている訳ではない。したがって、対策を講じていくだけでなく、温暖化そのものについての調査・研究を進め、科学的な知見の向上に努めていくことが必要である。

さて、温暖化防止という共通の目標に向けて、92年の気候変動枠組条約の採択やリオサミットの開催、97年のCOP3での京都議定書の採択、京都議定書の早期発効に向けた98年のCOP4の開催と、今や世界各国が着実に動き出そうとしている。こうした中、社会を構成する一員である企業も、この問題に積極的に関わっていくべきと考える。

われわれ経済同友会 環境・資源エネルギー委員会は、このような認識のもと、地球温暖化問題に対して、企業(経営者)、行政がどのように行動していくべきか、またそれをどのように国民全体に波及させていくべきかを検討し、ここに提言をとりまとめた。

1. 温暖化対策を考えていくうえでは「3つのE」の調和が不可欠

地球温暖化問題は、経済活動やエネルギー消費と表裏一体の関係にあり、その対策を考えていくうえでは、経済成長(Economic Growth)、環境保全(Environmental Protection)、エネルギー安定供給(Energy Security)の「3つのE」を調和させていくことが不可欠である

。良好な地球環境を保つことは経済成長を論じる以前の大前提であり、これなくして人類が生存していけないことは言うまでもない。しかし、人類の発展のためには、安定的な経済成長を確保することも必要であり、また、経済成長を大きく損なうことがあっては、如何なる温暖化対策も長期間継続していくことはできないと考える。

また、エネルギーは、経済成長を支えるために不可欠なものであり、エネルギー安定供給の面にも配慮しながら、温暖化対策を進めていくことが必要である。

2. 具体策を検討するうえでの4つの視点

それでは、こうした「3つのE」を基本としたうえで、具体策の検討はどのように進めていくべきであろうか。

地球温暖化の原因とされる温暖化ガスの排出源は多岐にわたるため、具体策の対象も幅広く、その手法にも様々なものがある。したがってわれわれは以下の4つの視点で、具体策を検討した。

国民全体で取り組むものであること

地球温暖化問題は、従来の環境問題と異なり、産業活動のみならず国民の生活にも深く関わる問題である。したがって企業や行政のみならず、国民全体が行う対策を検討する必要がある。

まず、地球温暖化問題は企業や行政だけでなく、国民一人ひとりの問題であるということ認識し、各々の対策の実効性を上げていくことが重要である。

行政と企業との役割分担を明確にすること

地球温暖化問題を契機に、行政による規制強化の動きも出てきているが、民間の活力を損なわないように、行政と企業の役割分担を明確にする必要がある。

企業が行う対策は、民間の自主性と市場メカニズムを最大限に働かせるとともに、省エネの経験・ノウハウを、十分に活かしていくことが望ましい。逆に、対策の中には、国全体でのエネルギー安定供給に関わるものや、各国政府との交渉を伴うものもあるが、こうした場合は、行政が主体的にイニシアティブをとって進めていくことが必要である。また、温暖化ガスの排出源が多岐にわたる等、地球温暖化問題を一律に管理することは困難であり、規制はあくまで補完として位置づけるべきである。税金・補助金等による行政の関与も、民間の活力を損なわない形にとどめるべきである。

尚、長期的には、環境にプラスとなるように、可能な限り税制を対応させていくことが望ましく、こうした議論を始める時期と考える。環境面に配慮した税制を構築するという考え方、いわゆるグリーン税制の議論が、国際的にも進められているが、こうした動向をわが国としても十分に踏まえていく必要がある。

但し、現在議論されている炭素税については、その効果に対する疑問や国内基幹産業の空洞化の懸念等が指摘されており、慎重な対応が必要である。こうした議論は、石油諸税の体系や用途の見直しなども含めて、エネルギー関連税制全体の中で論じられるべきである。

費用対効果を重視すること

温暖化対策には、各界各層における様々な選択肢が考えられるが、対策を行う企業・国民・行政のコストを低く抑えながら、最も効果の大きいものから取り組んでいくべ

きである。費用対効果を重視することにより、同じ対策費用をかける場合でも、より大きな効果を得ることが期待できる。

国際的な観点で捉えること

地球温暖化問題は一国だけで考えることはできず、世界各国が歩調を合わせて対策を行ってこそ意味がある。経済発展や人口増加にともない、途上国における温暖化対策は今後ますます重要となるが、こうした国々に対しては技術・資金面における先進国の協力が不可欠である。特に、アジア地域は、日本とのつながりも深く、わが国の積極的な支援が必要である。

わが国は二度の石油危機を経て、省エネに関する豊富な知識・経験・技術が、企業の中に蓄積されている。こうした知識・経験・技術が途上国に移転され、世界各国の温暖化対策に有効に活用されることは、わが国の国際貢献にもつながるものであり、企業は行政とともに積極的な役割を果たしていくべきである。

また、アジア地域において地球温暖化問題に対する認識を高めていくことも必要である。経済同友会では、96年の提言「中国の環境問題と日本の役割」の中で、2002年地球サミット(リオ+10)の北京での開催を提唱したが、われわれはこの点を引き続き強調したい。

3. どのような具体策を行っていくべきか

われわれは前章の「4つの視点」を踏まえ、どのような具体策を行っていくべきかを提言したい。

その前に、COP3の目標がわが国にとって非常に厳しいことを認識する必要がある。例えば、下記の表のように、COP3の目標達成に向けて、官民挙げて様々な国内対策が出されている。これによると、エネルギー需給両面において、過去最大規模の対策を行っても、CO₂排出量を90年度比横這いにしか抑制できない状況である。さらに、こうした厳しい対策に加え、国民各層における更なる努力や森林等の吸収源を勘案し、排出権取引等の柔軟性措置も活用することで、漸く6%の削減目標を達成できる形となっている。

COP3で定められた目標は、わが国にとって非常に厳しいということを認識したうえで、エネルギーの需要と供給の両面、さらには国際的な枠組みなどのすべての分野にわたる対策を行っていかなければならない。また、こうした対策を進めるにあたっては、一層の技術開発が不可欠である。わが国の総力を挙げて更なる技術開発に取り組んでいく必要がある。

わが国にとって非常に厳しいCOP3の削減目標

●わが国にとって非常に厳しいCOP3の削減目標

○97年度（速報）のCO₂排出量は、既に9%（90年度比）増加。

○2010年度のCO₂排出量は、以下のケースで、31%（90年度比）増加の見込み。
（総合エネルギー調査会「長期エネルギー需給見通し」（98年6月）より推定）

- ・今後追加的な省エネ対策が一切進まない（CO₂排出量21%（90年度比）の増加要因）
- ・原子力設備容量が、97年度末比横這いで推移（CO₂排出量10%（90年度比）の増加要因）

○上記CO₂排出量を、2010年度に±0%（90年度比）に抑えるために、以下のような対策が必要（総合エネルギー調査会「長期エネルギー需給見通し」）。

- ・需要面
今後のエネルギー消費を、97年度以降横ばいに抑えるための省エネ対策を実施。
（前提条件：毎年2%程度の経済成長率を維持）
～過去5年間（92～97年度）の経済成長率とエネルギー消費伸び率の実績。
経済成長率：年平均1.6%、エネルギー消費伸び率：年平均1.9%。
- ・供給面
原子力発電所の新增設を計画通り（約20基相当）達成。

○COP3で定められた日本の削減目標は、2008～2012年に▲6%削減（90年比）。地球温暖化対策推進本部が定めた▲6%削減を達成するための国内対策の内訳は、以下の通り。

±0%	: CO ₂ 排出抑制
▲0.5%	: メタン、亜酸化窒素等の排出抑制
▲2.0%	: 革新的技術開発や国民各層における更なる努力
+2.0%	: 代替フロン等の排出抑制
▲0.3～▲3.7%	: 森林等の吸収源
▲0.8～▲4.2%	: 上記の国内対策の合計

以上の国内対策に加え、排出権取引や共同実施等の活用を図る

(1)省エネルギー対策の推進を基本とすべき(需要面の対策)

温暖化対策の推進にあたっては、まず、企業・国民・行政 各々が行なう省エネルギー対策を基本として位置づけていくべきである。省エネルギーは、エネルギー消費の削減により直接CO₂排出量の減少につながるうえ、国全体のエネルギー安定供給にも資するからである。

[企業自らの取組みについて]

企業自らの取組みについては、製造業を中心に業界ごとの自主的な削減目標が設定され、省エネ法の改正や審議会でのフォローアップなどの枠組みも整った。まずは製造業・非製造業を問わず、省エネに着実に取組んでいくことで範を示していきたい。一方で、各社の省エネ対策の中には、地域・他社と一体となった推進や今後の技術

開発を前提としたものなどもある。行政は、インフラ整備や税制面等で、こうした対策を支援していくべきである。

[民生・運輸部門における具体策について]

一方で、家庭やオフィスといった民生部門や、自動車等の輸送機関に関わる運輸部門の対策が急務となっている。こうした部門では、利便性や快適性を追求する国民のライフスタイルなども反映してエネルギー消費が拡大しており、CO₂排出量の増加が続いている。民生・運輸部門においては、国民一人ひとりが、現在のエネルギー消費行動を見直すことでライフスタイルの変革に努め、省エネを実行していくことが不可欠である。

以下具体策として、国民の意識改革という観点も含めて、民生・運輸部門における対策をどのように進めていくべきか、企業・行政が一体となって取り組むべきこと、さらにはそれぞれが取り組むべきことについて、提言を行なっていきたい。

企業・行政が一体となって取り組むべきこと

省エネ製品の開発と普及に向けて努力していくべき。

民生・運輸部門においては、国民の意識を変え、一人ひとりが省エネを実施していくことが重要であるが、このために企業や行政が果たすべき役割も大きい。企業は、家電・OA機器・自動車等の機器単体のエネルギー消費効率の一層の改善に向け、技術開発に努め、民生・運輸部門の省エネに積極的に貢献していくべきである。

また、行政は、インセンティブ制度の拡充（例えば、自動車税の燃費ベースへの改定など）を図り、政策によってライフスタイルを誘導していくことが必要である。こうした制度の拡充は、省エネ対策を推進していくという、政府の強いメッセージにもなる。

環境・エネルギー教育の充実に向け、官民一体となって協力していくべき

環境・エネルギー教育は、国民の意識改革に向けて、重要な役割を担っている。このためには、学校教育の場における環境・エネルギー教育の充実が重要であるが、併せて企業、家庭、地域などにおいても取り組んでいかねばならない。さらに、お互いが連携して取り組んでいくことで強い相乗効果が期待できる。

まず、学校教育においては、2002年度からの新教育課程で、総合的な学習の時間が設けられることとなったが、こうした時間を有効に活用し、環境・エネルギー教育の充実を図っていくべきである。その際には、「3つのE」の調和を基本に考えながら、地球温暖化問題を学習していくことが必要である。

企業も率先して環境・エネルギー教育を進めていかねばならない。職場における研修や取り組みは、個人の家庭生活や消費行動にも大きな影響力を持ち、社会を変えて

いく原動力となるからである。

既に多くの企業では、社内での研修や意識啓発活動を通じて、社員の環境意識を高めることを実施している。また、一部の企業では、見学施設の開放、学校や市民講座への講師派遣、大学等への寄付講座の提供などで、学校や地域における環境・エネルギー教育にも協力している。巻末には、見学施設の開放と学校等への講師派遣について、各社の事例をまとめたものを掲載した。今後企業との連携に向けて参考にしていきたい。

今後一社でも多くの企業が、できることから一步一步着実に、環境・エネルギー教育に関与していくことが必要である。

●企業は環境・エネルギー教育に多面的に関与している [98年11月調査]

	実施している	実施していない	(検討したい)	その他
自社の社員への研修(299社)	63.2%	35.1%	(19.4%)	1.7%
見学施設の開放 (296社)	34.1%	64.5%	(11.8%)	1.4%
講師の派遣 (295社)	28.8%	69.8%	(7.5%)	1.4%
寄付講座の提供 (294社)	8.2%	89.4%	(9.5%)	2.4%

(注) 回答社数は各項目の後に、()で示した。

企業が取り組むべきこと

民生・運輸部門の一員として、全社レベルで省エネに取り組むべき

民生・運輸部門におけるエネルギー消費の拡大は、オフィスでの電気の使用や商品輸送時の燃料消費等も要因のひとつである。既にかなりの企業は、オフィスや店舗、さらには輸送機関の使用の際にも、何らかの取組を行なっているが、工場等での取組みに比べると、やや遅れが見られる面もある。

企業は、民生・運輸部門の一員であることを再度認識し、オフィスや輸送機関も含めた全社レベルでの省エネに、一層取り組んでいくことが重要である。また、運輸部門の省エネでは、共同配送、モーダルシフトなどの物流体制の抜本的見直しを図っていくことも必要である。

その際には、定量的なエネルギー消費量の把握、省エネ目標や行動計画の作成など体系的に推進してだけでなく、取組みの実績や目標を対外的に開示し、透明性を高めていくことが不可欠である。

また、こうした省エネと併せて、温暖化対策に向け、省資源やリサイクル等の取組みをも一層推進していくべきである。

●部門別の温暖化対策の実施・推進状況にはばらつきも見られる [98年11月調査]

温暖化対策の実施状況	製造部門	管理部門	運輸部門
行なっている	97.4%	88.2%	85.1%
(対策の内容：複数回答可)			
エネルギー使用をこまめに管理	92.1%	84.5%	66.3%
インバーター、省エネ装置等の導入	75.0%	28.0%	19.4%
新エネルギーの導入、燃料転換	36.2%	11.4%	6.3%
ライン・工法、業務内容、輸送体制の見直し	57.2%	12.2%	46.3%
行なっていない	2.6%	11.8%	14.9%

(回答社数 製造部門 152社、管理部門 271社、運輸部門 175社)

温暖化対策の推進方法(複数回答可)	製造部門	管理部門	運輸部門
事業活動に伴うエネルギー使用量の把握	83.6%	48.9%	50.4%
定量的な省エネ目標の作成	80.3%	36.2%	35.8%
目標達成のための行動計画の策定	72.4%	43.0%	40.7%
目標達成、行動計画の責任体制の明確化	61.8%	33.0%	29.3%
達成状況のフォロー	67.8%	30.8%	32.5%

(回答社数 製造部門 152社、管理部門 221社、運輸部門 123社)

(注)上記の二表は、それぞれ回答が得られた企業の中で、各項目に該当する企業の割合を示している。

製造部門は工場・発電所・製油所等、管理部門はオフィス・店舗等、運輸部門は運輸業者以外でも、原料・製品の輸送、社用車の使用等を含む。

行政が取組むべきこと

以上、企業は、民生・運輸部門においても取組みを拡大していくが、一方で、行政は国民の意識改革に向けて、一層のイニシアチブをとって、対策を進めていくべきである。

国民の判断・行動に必要な情報を開示・提供していくべき。

現状では、COP3で定められたわが国の目標の厳しさが国民全体に認識されているとは言い難い。また、認識はしていても、国民は日常生活の中で実際にどのように行動すればよいのか分からないという戸惑いも持っている。行政は、国民に分りやすい形で適切な情報開示や情報提供に努めていくべきである。

また、最近の行政の対応として、円卓会議やインターネット等における意見募集など、積極的に国民の意見やアイデアを政策決定過程に反映させていく仕組みが増えている。こうした動きは望ましいが、今後さらにこれらの仕組みが有効に機能していくためには、行政は、国民が適確に判断し行動していくための情報を、積極的に開示・提供していくことが必要である。

わが国のエネルギー政策目標として位置づけられている長期エネルギー需給見通しについても、省エネ対策の中味や国民の負担について具体的に明示するとともに、

企業や国民もより一層議論に参加できるようにするなど、政策決定にあたっての透明性を高めていく必要があると考える。そのうえで現在の需給見通しに示された対策の実効性に問題があるならば、再度見直しを行なっていくことも検討していくべきである。

サマータイム制度の早期導入を図るべき。

サマータイム制度とは夏の日照時間の長い間に時計を1時間進める制度であるが、実際の省エネ効果はもとより、「なぜサマータイム制度を導入するのか」という理由を国民に伝えていくことは、ライフスタイル変革に向けたアナウンスメント効果にもつながる。また、経済同友会が行なった調査結果でも、経営者の内の75%はサマータイム制度の導入を進めるべきであると考えている。

現在、「地球環境と夏時間を考える国民会議」では、有識者と国民とが一体となって議論を進めているが、早期に結論を出し、導入に向けての環境整備を始めていくべきである。

(2) エネルギー供給のベストミックスを図るべき(供給面の対策)

～官民あげて原子力発電を推進すべき

エネルギー供給面では、地球温暖化問題の解決やエネルギー安定供給を目指して、エネルギー源のベストミックスを図っていかねばならない。

石油、天然ガス、石炭等の化石燃料は、引き続きエネルギー供給面において主要な位置を占めることとなるが、一層のエネルギー利用効率の向上を図ることが必要である。一方で、今後原子力発電や新エネルギーの比率を高めていくことが重要である。

特に、原子力は発電時にはCO₂を排出せず、温暖化対策には有効なうえ、使用済燃料の再利用を進めることにより、エネルギー安定供給面で有利な準国産エネルギーとして位置づけることができる。より一層の安全対策を進めることなどで、国民の不安感を取り除きつつ、原子力発電を着実に推進していく必要がある。

また、太陽光、風力発電などの新エネルギーは、安定性やコストの面を考えると、今後しばらくの間は供給の柱になることは難しい情勢にあるが、有効な温暖化対策となりうるものであり、長期的な観点から引き続き積極的に取り組んでいくべきである。

経済界は、原子力発電推進の立場を明確にし、積極的に関与していくべき。

経済同友会が行なった調査結果によれば、経営者の78%は、安全面の確保を前提に原子力発電を推進していくべきと考えている。これまで経済界は、原子力発電についてはあまり発言を行ってこなかった面もあるが、今後は、経済界としても原子力発電を積極的に推進する立場であることを明確にしていくべきである。

さらに、原子力について国民の理解を得ていくために、行政側と綿密に連携しながら、討論の場の設置、議論に資するための情報提供、議論への参加などで、企業も積極的に関わっていくことが必要である。また同時に、原子力発電の安全性や経済性を一層向上させていくため、技術開発にも努めていくべきである。

行政は、主体的立場で原子力発電を推進していくべき。

原子力開発はわが国全体のエネルギー安定供給にも関わるものであり、行政は国策としての位置付けをより明確にしたうえで、国民の理解の獲得、使用済み燃料及びバックエンド対策等への対応、新增設における制度・財政面の整備を進めていく必要がある。

原子力発電の開発推進に向けた国民理解の獲得。

まず、原子力発電の推進にあたっては、その安全性について「もんじゅ」の事故により強まった懸念を払拭し、国民の信頼を回復するとともに、開発推進に向けた理解を得ていくことが何よりも重要である。

このために行政は、技術・エネルギー・環境面など原子力に関する多面的な情報を、マスメディア、インターネット等を利用して国民の目に触れやすい形で開示・提供していくことが必要である。既設の新円卓会議のような、開かれた議論のできる場を通して政策決定をしていくことが、国民の理解を得ていくうえでは不可欠である。

また、「2010年までに約20基の原子力発電を新增設する」という政府の計画を着実に実行していくためには、行政は上記のようなあらゆる議論の場を捉えて、その必要性を強調し、国民の理解を深めていくことが重要である。

使用済み燃料及びバックエンド対策への対応。

原子力発電の円滑な運転や立地の推進を図るためには、使用済み燃料対策及びバックエンド対策の課題も乗り越えていかねばならない。特に使用済み燃料の中間貯蔵や高レベル放射性廃棄物の処分を進めていくための、具体的な制度整備や技術開発について、早急な対応が必要となっている。また超長期にわたる事業となるバックエンド対策は、制度面、財政面を含め行政側が積極的に関与していくべきである。

また、発電所立地だけでなく、核燃料サイクルを含めた立地点の長期的な経済発展を支援していくために、立地促進策を強化・拡充していくことが必要である。具体的には、電源三法における電源交付金の弾力的な運用や、より一層の産業振興策を検討していくべきである。

エネルギー利用効率の向上と新エネルギー等の導入を官民挙げて促進すべき。

原子力発電による対策と併せて、コジェネレーションの普及等によるエネルギー利用効率の向上や、廃棄物発電や風力発電などの新エネルギー導入を進めていくことも、温暖化対策の観点から重要である。

コジェネレーションや新エネルギーの一層の普及を進めていくために、企業は経済性の向上に向けた一層の技術開発に努めていくべきである。同時に、行政は法律、制度面での条件整備 例えば、廃棄物発電においては、地域住民の理解の醸成や効率化を図るために、運営主体の民営化等 を行なっていくことが必要である。

(3) 柔軟性措置について早期に具体的検討を開始すべき(国際的枠組み)

京都議定書に盛り込まれた排出権取引や共同実施等の柔軟性措置は、2000年末に開催されるCOP6において、決定を目指す予定であり、今後本格的に交渉が進んでいくものと予想される。これらの枠組みは、取引を行う双方がメリットを享受できる国際的枠組みであり、グローバルな温暖化対策の有効なオプションとなる可能性を持つ。国際的な観点から対策を行なっていくためには、政府開発援助(ODA)とともに、こうした枠組みを最大限活用していくことが必要である。

特に、他の先進諸国に比べて、排出削減コストが相対的に高いわが国にとっては、排出権取引や共同実施等の柔軟性措置は、極めてコスト効果的にCO2削減を達成できる方策であり、取引を行なうメリットが大きい。一方途上国においても、先進国からの資金や省エネ技術の移転を促進していく枠組みとなるものであり、こうした柔軟性措置を積極的に活用していくべきである。

排出権取引、共同実施、CDM(クリーン・ディベロップメント・メカニズム)の柔軟性措置について早期に具体的な検討を行なっていくべき。

CO2等の排出権取引については、既に米国 シカゴ商品取引所(CBT)、英国 国際石油取引所(IPE)において、民間レベルでの取引開始に向けた動きが出てきている。わが国でも、国際制度の具体的な枠組み作りに向けて、COP6を目指し、検討を進めていくべきである。

また、国内制度については、現時点では国内経済への影響を予測するのは難しいため、今後の国際制度の議論の展開など、様々な角度からの議論を十分に踏まえながら、継続的に検討を進める必要がある。

一方、共同実施やCDMについては、投資資金やプロジェクト推進のノウハウを持つ民間の活力が活かされる枠組みを構築すべきである。具体的には、民間の投資インセンティブが働くように、投資を行なった民間側に排出権がクレジットされ、他に事業目的のある商業ベースのプロジェクトでも、共同実施・CDMとして認証される仕組み作りが必要である。

下表のように、柔軟性措置に対する認識は、企業の環境担当者の間でも、業種によってばらつきが見られる。こうした制度について、今後一層の理解を深めていくためにも、具体的な検討を進めていく必要がある。

●環境担当者の間における柔軟性措置に対する周知度（回答社数300社）[98年11月調査]

柔軟性措置の周知度	内容も知っている	名前は聞いたことがある	聞いたことがない
製造業（158社）	72.2%	27.2%	0.6%
非製造業（142社）	43.7%	47.9%	8.5%

4. 具体策の推進にあたってのわれわれの決意

われわれはこれまで述べてきたように、地球温暖化問題の解決に向けて様々な具体策を推進していきたい。

その一方で、既に社会は大きく変化し始めている。

われわれは、企業経営における環境問題の重要性は今後一層高まっていくと確信している。地球温暖化などの環境問題に積極的に取り組む企業は、新たなビジネスチャンスや技術開発を生み出し、社会全体の発展にも貢献していくが、その一方で、環境問題に対応できない企業は、消費者や投資家から受入れられず、企業として評価されない時代になると考える。

経済同友会の調査結果を見ても、将来、地球温暖化などの環境問題に対する取組みが、企業の評価基準のひとつとして定着することが予想される。例えば、「現在、取引先や消費者の過半数は、若干価格が高くても環境に配慮している製品やサービスを選んでいる」または「10年後にはそうなる」と予想する経営者は86%、「現在、株主や投資家の過半数は、業績・財務面とともに、企業の環境対応を判断材料としている」または「10年後にはそうなる」と予想する経営者も82%に達している。

また、既に経営者の大半は、環境問題は企業経営においても重要な課題であり、将来その重要性は一層高まるものと捉えている。そして、その理由としては、現在も将来も「企業の社会的責任」であると位置づける経営者が多いが、将来は「新たなビジネスチャンスや技術開発につながる」「株主や投資家からの要請」「取引先や消費者のニーズへの対応」など、環境問題に積極的に対応し企業経営にもプラスに活かしていこうという、経営者の前向きな姿勢が強く出てきていることは注目すべき点である。

さて、われわれは、こうした社会の変化にさらに能動的に対応していくべく、取引先や消費者、また株主や投資家に対して一層の意識改革を促し、更なる社会の変革に

向けての積極的なリーダー役を果していきたい。そのために、われわれは、企業経営の中で次の2点を推進していく。

環境に関する情報開示を積極的に進める。

環境に関する情報開示は、企業の社会的責任を果していくためだけでなく、消費者や投資家から評価を受け、信頼関係を醸成していくためにも、必要不可欠なものである。既にこうした意識は経営者の間にも普遍的なものとなっており、経営者のほぼ全員が環境に関する情報開示が必要、または望ましいと考えている。

しかしながら、各社での情報開示の状況を見ると、まだ緒に就いた段階というのが現状である。今後われわれは、環境対策に取り組んでいくとともに、情報開示を進め、消費者や投資家に対し、自社の環境に対する方針や目標、実績を伝えていきたい。また、その内容も自社のPRにとどまらず、消費者や投資家を含めた外部の第三者からも信頼されるものとしていきたい。

さらに、環境報告書の作成のみならず、日常業務の中での取引先への説明や商品説明書への記載といった様々な機会を捉えて情報を開示していくことも重要であり、積極的に取り組んでいきたい。

●環境関連の情報開示を一層進めていく必要がある（回答社数 299 社） [98 年 11 月調査]

	作成している	簡単な小冊子のみ作成	年次報告書等に記載	全くない	その他
環境報告書の作成状況	23.4%	16.4%	18.4%	36.1%	5.7%

●環境報告書以外での情報開示の状況（回答社数 231 社、複数回答可）

日常の業務を通じて取引先、顧客等に説明（資料等を用いて）	: 60.2%
製品や商品にエコマークを添付	: 15.2%
商品説明書等に環境やエネルギーに関する情報を記載	: 26.4%
インターネットやマスメディアを使った広報の中で情報提供	: 43.7%
株主総会や投資家向けの説明会で説明	: 27.3%
その他に、講演や寄稿を通じての説明や社外の展示会への出展などを行なっている。	

環境管理や環境会計を行なっていく。

環境問題は企業経営にとっても重要であるという経営者の意識を、実際の経営の中に反映させていくことが必要である。そのために、われわれは、ISO14001 に代表される環境管理システムや、環境会計（環境対策コストとその効果を把握し、費用対効果を明確にしていく会計手法）を導入していきたい。

●環境管理システムとしてのISOの導入状況（回答社数294社）

[98年11月調査]

	取得済み	取得準備中	関心あり（情報取集中）	関心なし	その他
ISO14001の取得	37.1%	21.4%	37.4% (21.1%)	2.7%	1.4%

以上、地球温暖化問題に対して、企業、行政各々が行なうべき具体策を示し、企業は一体となって推進していくことを決意したが、われわれは、行政に対しても、各省庁が一体となって取組みを進めていくことを求めたい。

地球温暖化問題は、環境問題としての範疇を越え、経済・エネルギー・外交にも関係し、その対策は広範な分野に及ぶものだからである。そして、行政全体が一体となって、この問題を考えていく際には、対策が「各省庁からの寄せ集め」や「二重規制」となることのないよう、省庁をまたぐ合同審議会等の場において、省庁間の連携を十分に図っていくべきである。さらに各対策についてどの省庁が責任を持つのか、明確にしておく必要があると考える。

むすび

経済同友会 環境・資源エネルギー委員会では、97年5月より地球温暖化問題について議論を重ねてきた。

97年11月には、検討の中間段階として「地球温暖化問題に対する5項目提言」を発表し、当委員会の基本的な考え方を示した。本年度当委員会では「5項目提言」の具体化について更なる検討を進め、本提言をまとめた。

われわれの提言が、国民一人ひとりの意識改革を促し、それが温暖化防止に向けた行動に結びつき、さらに国民運動的な社会全体の流れに発展していくための、ひとつの契機となることを期待したい。

以上